

エコリッジ安全取扱指針（カナデビアエンジニアリング基準）

(1) 取扱資格

① 資格者

「カナデビアエンジニアリング技能講習修了者」を必須とする。

また、技能講習受講者は「1級土木施工管理技士」「1級建築施工管理技士」

「甲種危険物取扱者」「乙種第5類危険物取扱者」の資格取得者を推奨する。

② 取扱量

カナデビアエンジニアリング作業基準は、17.5ℓを1作業の取扱上限値とする。

表-1 資格を必要とする作業量（貯蔵、運搬、消費）

項目	作業上限値
数量（指定数量の1/5未満）	20kg未満
比重換算（1.13g/cm ³ ）	17.7 ℓ
作業基準 取扱上限値	17.5 ℓ
エコリッジ本数換算（参考値）	700本（Lタイプ）

※エコリッジ内容液：ニトロメタン 消防法：第5類 第2種自己反応性溶液

(2) エコリッジ現場貯蔵管理基準

- ① 換気良好で、直射日光の当たらない冷暗な場所で貯蔵すること。
- ② 保管庫は、鍵付の保管庫あるいは相当品を用い、エコリッジ専用とすること。
- ③ 1現場当たりの貯蔵量は、17.5ℓを上限値とする。
- ④ 保管庫は、他の作業などで衝撃を与える可能性のある場所に置かないこと。
- ⑤ 保管庫の付近での火気使用は厳禁とする。
- ⑥ 貯蔵期間は最大3ヶ月とし、明確な消費計画を立て、極力短期貯蔵に努めること。
- ⑦ 貯蔵期間が3ヶ月を超える場合は、販売店に返却すること。
- ⑧ 貯蔵責任者を選任し、エコリッジの出入り管理および貯蔵量の定期点検を実施のこと。
- ⑨ その他、添付の「製品安全データシート」に従い処理すること。

(3) エコリッジ運搬作業基準

- ① エコリッジは、必要数量毎（最大17.5ℓ）に、販売店から現地へ直送する。
- ② 運搬収納箱は、鍵付のエコリッジ専用運搬箱を使用すること。

- ③ 運搬収納箱の収納量は、17.50を上限値とする。
- ④ 1 運搬作業は、17.50を上限値とする。
- ⑤ その他、添付の「製品安全データシート」に従い処理すること。

(4) 消費作業基準

1) 放電作業基準

- ① エコリッジは、収納箱から直接取り出して使用し、むやみに別の箱に入れ替え、取り出して地面に放置しないこと。
- ② 収納箱は、放電場所から十分離れた所に置き、1回の装填数分だけを取り出して使用すること。
- ③ 放電ケーブルの接続は、装填作業が完了してから行うこと。
- ④ 不発の場合は、極力容器回収に努めること。その際、内容液が流出して孔内に残存した場合は、砂などを入れて液体状態のままにして残さないようにすること。
- ⑤ また、容器回収が困難な場合は、導線を根元部で切断し、砂で埋め込むこと。
- ⑥ 放電後のエコリッジ残材（リード線など）は、十分乾燥していることを確認してから分別ごみ処理のこと。
- ⑦ 未使用のエコリッジは全量収納箱で持ち帰ること。

(5) 火災時の措置

- ① A B C 化学消火器を使用すること。
- ② その他、添付の「製品安全データシート」に従い処理すること。

(6) 作業時の安全対策

- 1) エコリッジ取り扱い時は、ビニール手袋、保護メガネを着用すること。

(7) 破碎後

- 1) 破碎後、Nox ガス等が発生するため、換気の悪い場所では強制換気を5分程度実施した後次工程に入ること。